



# 島根県報

平成24年3月27日（火）

号外第35号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

**【規 則】**

島根県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

（建築住宅課） 2

**公布された条例等のあらまし**

## ◇島根県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（規則第29号）

## 1 規則の概要

県営住宅の入居資格において、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない障害者及び戦傷病者に係る障害の程度を定めることとした。（第1条の2・第1条の3関係）

## 2 施行期日

平成24年4月1日から施行することとした。

**規 則**

島根県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第29号**

島根県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

島根県営住宅条例施行規則（昭和37年島根県規則第64号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の2条を加える。

（障害者の障害の程度）

**第1条の2** 条例第6条第2項第2号に規定する規則で定める障害の程度は、次の各号に掲げる障害の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に掲げる級別のうち1級から4級までのいずれかに該当するもの
- (2) 精神障害（知的障害を除く。次号において同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の表に掲げる障害等級のうち1級から3級までのいずれかに該当するもの
- (3) 知的障害 前号に規定する精神障害の程度に相当するもの

（戦傷病者の障害の程度）

**第1条の3** 条例第6条第2項第3号に規定する規則で定める障害の程度は、恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2に掲げる重度障害ノ程度が特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3に掲げる障害ノ程度が第1款症のいずれかに該当するものとする。

**附 則**

この規則は、平成24年4月1日から施行する。